

Ⅳ 令和9年分の給与の源泉徴収事務

年末調整が終わり、税金の過不足額の精算や納付などを済ませると、令和8年分についての給与の源泉徴収事務は全て終了したことになります。

ここからは、令和9年分の給与の源泉徴収事務の開始に当たり必要な事柄などについて説明します。

1 令和9年から変わる事項

源泉徴収税額表の改正

「源泉徴収税額表」が改正されました。

令和9年1月1日以後に支払うべき給与については、「**令和9年分 源泉徴収税額表**」を使用して源泉徴収税額を求めてください。

(参考) 防衛特別所得税の創設等について

令和8年度の税制改正により、防衛特別所得税が創設され、所得税の源泉徴収義務者は、所得税を徴収する際に、防衛特別所得税（源泉徴収すべき所得税の額の1%相当額）を併せて徴収し、その所得税の法定納期限までに、その防衛特別所得税をその所得税と併せて国に納付しなければならないこととされました。

また、復興特別所得税について、その税率が1.1%（改正前：2.1%）に引き下げられ、課税期間が令和29年12月31日まで（改正前：令和19年12月31日まで）10年間延長されました。

これらの改正は、令和9年1月1日以後に生ずる所得に対する所得税について適用されます。

なお、改正前（復興特別所得税の税率2.1%）と改正後（防衛特別所得税の税率1%及び復興特別所得税の税率1.1%）とで、合計税率（2.1%）に変更はありませんので、改正前後で、源泉徴収税額の計算方法に変更は生じません。

2 扶養控除等（異動）申告書の受理と内容の確認

(1) 扶養控除等（異動）申告書の受理

イ 給与の支払を受ける人は、毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに扶養控除等（異動）申告書を給与の支払者（2か所以上から給与の支払を受けている人は主たる給与の支払者）に提出しなければなりません。

なお、給与所得者本人、源泉控除対象配偶者^(注1)及び源泉控除対象親族^(注2)等のマイナンバー（個人番号）の記載をする必要がありますが、一定の要件^(注3)の下、マイナンバー（個人番号）の記載を要しない場合があります。

(注) 1 源泉控除対象配偶者とは、所得者（合計所得金額（9ページ参照）が900万円以下である人に限ります。）と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が95万円以下である人をいいます。以下同じです。

※ 源泉控除対象配偶者に係る控除は、夫婦のいずれか一方しか受けることができません。

2 源泉控除対象親族とは、①控除対象扶養親族及び②所得者と生計を一にする親族（里子を含み、配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）のうち年齢19歳以上23歳未満で合計所得金額（9ページ参照）が62万円超100万円以下の人をいいます。以下同じです。

3 給与の支払者に対して扶養控除等（異動）申告書などの一定の申告書の提出をする場合において、その支払者が、当該申告書に記載すべき提出者本人、控除対象となる配偶者、扶養親族等のマイナンバー（個人番号）その他の事項を記載した一定の帳簿を備えているときは、その提出をする者は、当該申告書に、その帳簿に記載された者に係るマイナンバー（個人番号）の記載をしなくてよいこととされています。

4 扶養控除等（異動）申告書の用紙は、地方税法の規定による「給与所得者の扶養親族等申告書」と統合した1枚の様式となっています。給与の支払を受ける人は、「住民税に関する事項」に、年齢16歳未満の扶養親族及び退職手当等（源泉徴収されるものに限ります。以下（注）4において同じです。）の支払を受ける配偶者（給与の支払を受ける人と生計を一にする配偶者で、令和9年中の退職所得を除いた合計所得金額の見積額が133万円以

下であるものに限り。)、扶養親族又は特定親族を記載することになります。退職手当等の支払を受ける年齢16歳未満の扶養親族について、退職所得を含む所得の見積額が62万円を超える場合には、「16歳未満の扶養親族」欄は記載せず、「退職手当等を有する配偶者・扶養親族・特定親族」欄のみ記載します。また、退職所得を除くと令和9年中の合計所得金額の見積額が62万円以下となる扶養親族（退職手当等の支払を受ける扶養親族に限り。）、を有することにより、給与の支払を受ける人が寡婦又はひとり親に該当する場合は、該当する項目にチェックを付けます。

なお、住民税では、扶養親族等の要件とされる所得の金額には退職所得の金額は含めないこととされています。

住民税に関する事項については、最寄りの市区町村にお尋ねください。

ロ 給与の支払者は、「令和9年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の用紙をあらかじめ各人に配付しておき、その記載が終わったときは確実に回収するようにしてください。

(注) 1 給与の支払者が法人の場合は、給与の支払者の法人番号をあらかじめ記載（印字）して、給与所得者に配付しても差し支えありません。

2 一定の要件の下で、書面による提出に代えて電磁的方法による提供を受けることができます。

ハ 給与の支払者は、申告書を受理した場合には、その記載が正しく行われているかどうかを確かめた上、申告書に基づき、各人の源泉徴収簿の「扶養控除等の申告・各種控除額」欄に必要な記入を行い、また、源泉徴収簿の左肩の「甲欄」を○で囲みます。

(注) 1 マイナンバー（個人番号）が記載された申告書の提出を受けた場合、給与の支払者は、給与所得者の本人確認（番号確認＋身元確認）を行う必要があります（本人確認については、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）を参照してください。）。)

2 受理した「令和9年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」は、税務署長から提出を求められるまでの間、受理した給与の支払者が保存するものとされています。

(2) 従たる給与についての扶養控除等（異動）申告書の受理

イ 2か所以上から給与の支払を受けている人が、主たる給与（扶養控除等（異動）申告書の提出先から受ける給与）からだけでは、配偶者（特別）控除や扶養控除、障害者控除などの全額が控除できないと見込まれる場合に限り、「令和9年分 従たる給与についての扶養控除等（異動）申告書」を提出することができます。

ロ 給与の支払者は、申告書を受理した場合には、その記載が正しく行われているかどうかを確かめた上、申告書に基づき、各人の源泉徴収簿の「従たる給与から控除する源泉控除対象配偶者と源泉控除対象親族の合計数」欄に必要な記入を行い、また、源泉徴収簿の左肩の「乙欄」を○で囲みます。

(注) 上記(1)のイのなお書き及び(注) 3、ロ(注)並びにハ(注)については、「令和9年分 従たる給与についての扶養控除等（異動）申告書」の場合も同様です。

(3) 給与に対する源泉徴収税額の計算における扶養親族等の数

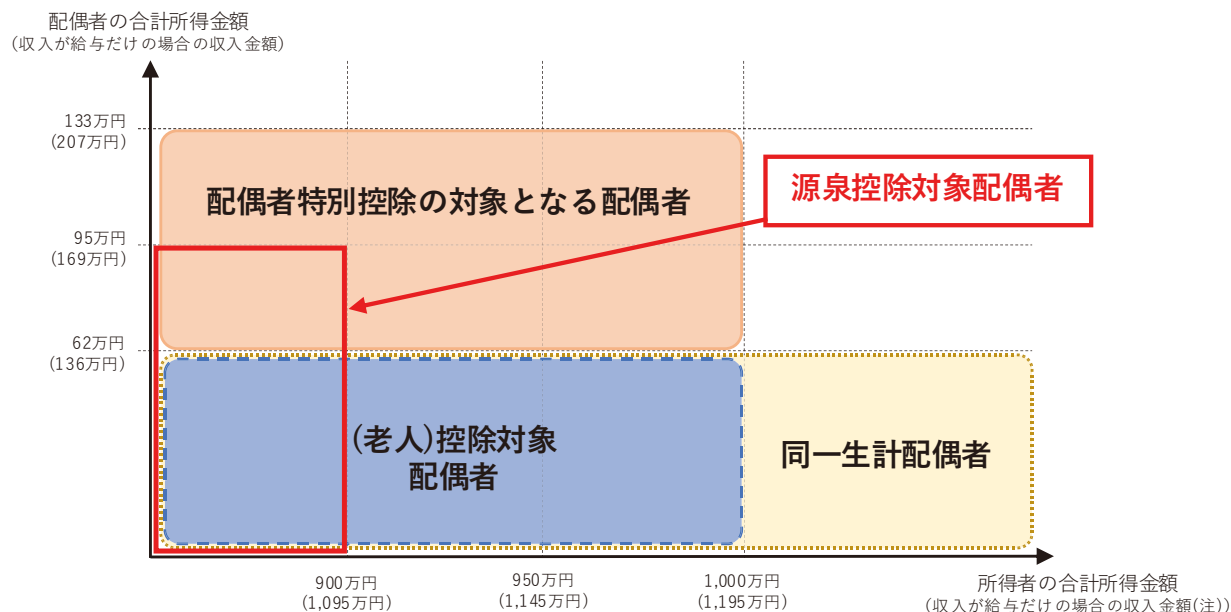
税額表の甲欄を使用して給与に対する源泉徴収税額を求める際、扶養親族等の数に応じて源泉徴収税額の計算を行います。この「扶養親族等の数」とは、源泉控除対象配偶者^(注1・2)と源泉控除対象親族^(注1・2)との合計数をいいます。また、給与の支払を受ける人が、障害者（特別障害者を含みます。）、寡婦、ひとり親又は勤労学生に該当する場合には、これらの一に該当するごとに扶養親族等の数に1人を加算し、その人の同一生計配偶者や扶養親族（年齢16歳未満の人を含みます。）のうちに障害者（特別障害者を含みます。）又は同居特別障害者に該当する人がいる場合には、これらの一に該当するごとに扶養親族等の数に1人を加算した数を扶養親族等の数とします。

詳しくは、「令和9年分 源泉徴収税額表」19ページを参照してください。

(注) 1 扶養控除等（異動）申告書に記載がされていないものとされる源泉控除対象配偶者及び源泉控除対象親族を除きます。

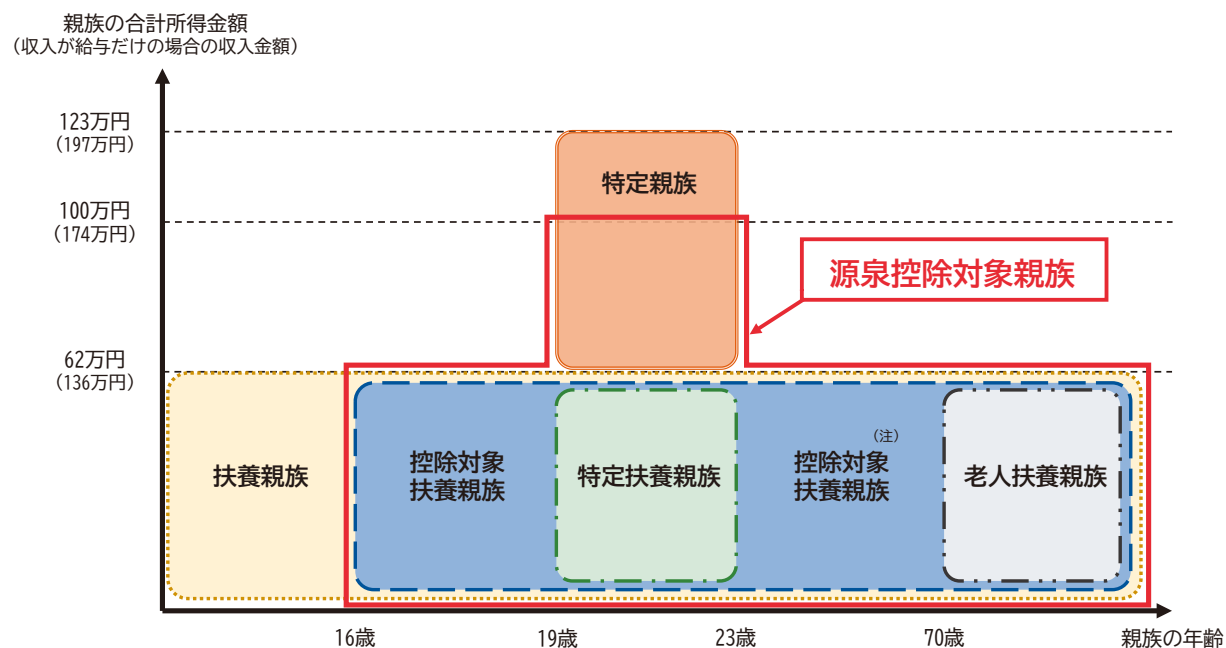
2 源泉控除対象配偶者、源泉控除対象親族、障害者（特別障害者を含みます。）又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、扶養控除等（異動）申告書に親族関係書類（その国外居住親族である源泉控除対象親族が年齢30歳以上70歳未満の人で、留学により国内に住所及び居所を有しなくなった人に該当する場合には、親族関係書類に加えて留学ビザ等書類）が添付等された扶養親族等に限ります。

〔参考〕 源泉控除対象配偶者の範囲



(注) 所得金額調整控除や特定支出控除の適用がある場合は括弧内の金額とは異なります。

〔参考〕 源泉控除対象親族の範囲



(注) 年齢30歳以上70歳未満の非居住者については、①留学により国内に住所及び居所を有しなくなった人、②障害者、③その居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている人のいずれかに該当する場合に限ります。